

叙勲（瑞宝双光章）を受章されました

田邊俊造さん（福永）が瑞宝双光章を受章されました。田邊さんは教育愛と情熱をもって永年にわたり学校教育の充実発展に尽力されました。  
在職中、力を注がれた、理科教育・へき地教育・同和教育について、また退職後も精力的に取り組まれた文化財保護について、その後の教育の在り方に多大なる影響を与え、その功績が顕著であると認められ受章となりました。



観光シーズン到来！ 帝釈峡湖水開き



写真提供：神石高原町観光協会

4月29日、帝釈峡湖湖畔のトレイルセンター「ターシんりゅう湖」で、第44回帝釈峡湖水開きが行われました。  
安全祈願祭の後、東城地区の和太鼓集団「鬼神太鼓」、広島市で活躍されている「田辺ゆみこバンド」や油木の「油木八幡神社子供会神楽部」の上演でステージは盛り上がりました。  
毎年恒例の神龍運行が始まると、待ちわびた観客から大きな歓声が上がりました。今年も四季折々の雄大な自然を見せてくれることでしょう。



名車がずらりと展示 ～2011車輪村～



4月24日、豊松小学校グラウンドを主会場として「2011車輪村」が開催されました。会場には、昭和60年以前の旧車が一堂に集まり、訪れた人も興味深く鑑賞していました。  
今回は、日本人初のパリダカ総合優勝ドライバー・篠塚建次郎さんと、特別出演の中嶋一貴さん、小早川清溜さんによるチャリティオークションやサイン会が行われ、その収益を東日本大震災への義援金として、日本赤十字社を通して全額寄付されました。  
当日は、小雨がぱらつく天候となりましたが、県内外から3,000人を超える来場者があり、会場は盛り上がりました。



宝くじの助成金で桜のライトアップ

福永自治振興会（会長鈴木正宏）が宝くじの助成金で地域内のエドヒガン（桜）のライトアップ事業を行いました。  
歴史的な資源の掘り起こしと活用を目的として平成18年からライトアップは行われていましたが、多くの地域住民の参加とコミュニティ活動の促進を図るため、テント、ユニットトイレ、機材及び説明看板を整備されました。早速、地域のみなさんで花見が行われました。  
自治宝くじ助成事業は、コミュニティの健全な発展と宝くじ事業の普及宣伝を目的として、（財）自治総合センターから地域の団体へ助成が行われています。



町からのお知らせ

総務課

☎89-33300

▼平成23・24年度競争入札（見積）参加資格審査申請追加受付のお知らせ  
町が発注する物品購入、事務機器等賃貸借及び施設業務等委託の競争入札（見積）に参加するには事前に登録が必要です。6月中旬に追加受付を行いますので、町と取引を希望される未登録業者の方は申請してください。詳しくは決まり次第、町ホームページに掲載します。

環境衛生課

☎89-33306

▼4、5、6月は狂犬病予防注射月間です  
飼い犬について「登録すること」「狂犬病予防注射を受けさせること」「鑑札・注射済票を装着させること」が飼い主の義務です。町では春と秋に集合注射を実施しています。犬の登録をされている飼い主の方は、ハガキで日程などを通知しますので必ず受けましょう。  
なお、動物病院や町以外の機関が行う狂犬病予防注射を受けられた場合は、狂犬病予防注射済証を持参の上、環境衛生課又は支所町民課で狂犬病予防注射済票交付の続きを行ってください。



福祉課

☎89-33355

▼特別障害者手当・障害児福祉手当について  
●特別障害者手当  
【対象者】  
20歳以上で、身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護を必要とする方です。  
ただし、次の場合には手当は支給されません。  
(1) 身体障がい者療護施設等に入所しているとき  
(2) 病院等に継続して3カ月以上入院または入所されたとき

【手当の額】  
月額26,340円（手当額は、通常年1回4月に改定されます。）

●障害児福祉手当  
【対象者】  
20歳未満で、身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活で特別な介護を必要とする方です。  
ただし、次の場合には手当は支給されません。  
(1) 障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき。  
(2) 肢体不自由児施設等に入所しているとき。

【手当の額】  
月額14,330円（手当額は、通常

年1回4月に改定されます。）  
\*いずれの手当も所得が一定以上ある場合は、手当を受給することができません。  
【届出】  
手当の支給を受けている方は、認定の請求をした時と状況が変わった場合には届出する必要があります。  
・住所、氏名などが変わったとき。  
・受給資格がなくなったとき。  
など

\*届出が遅れたり、届出を行わなかったりした場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただく場合があります。  
【手当の支払い】  
手当は認定を受けると、認定請求をした翌月分から2、5、8、11月の年4回に分けて支給されます。

詳しくは、福祉課又は支所町民課へお問い合わせください。

